

お知らせ



令和4年 9月20日

同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、  
中国地方建設記者クラブ、三次記者クラブ

## 江の川流域水害対策協議会を設立します

～「流域治水」の本格的な実践に向けて～

○中国地方整備局、広島県及び江の川特定都市河川流域4市町ほか、関係機関が一堂に会し、江の川特定都市河川指定を受けて『江の川流域水害対策協議会』を設立し、今後の取り組みについて議論を始めます。

○開催日時：令和4年9月27日（火） 10:00～11:30

○場所：みよしまちづくりセンター（ペペラホール）  
三次市十日市西六丁目10番45号

○協議会組織：中国地方整備局長、広島県知事、江の川特定都市河川流域4市町長、  
関係行政機関、学識経験者、防災士 等

○その他：会議は報道機関を通じて公開します。

問い合わせ先：江の川流域水害対策協議会 事務局

国土交通省三次河川国道事務所 TEL：(0824) 63-4121

(担当) 副所長(河川) <sup>さいとう</sup> 齊藤 <sup>かずまさ</sup> 一正 建設専門官 <sup>おなが</sup> 尾長 ゆかり

広島県 土木建築局 河川課 TEL：(082) 513-3929

(担当) 課長 <sup>みかみ</sup> 三上 <sup>きみひこ</sup> 公彦

## 江の川流域水害対策協議会の設立

この協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい江の川流域において、堤防整備・河道掘削等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体で行う総合的、多層的な水害対策の効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置するものです。

○日時：令和4年 9月27日（火） 10：00～11：30（予定）

○場所：みよしまちづくりセンター ペペラホール

三次市十日市西六丁目10番45号

○受付：当日 9：30より会場入り口にて



### ●議事概要

- ・江の川流域水害対策計画の策定について
- ・各機関からの取り組み状況・施策等の紹介
- ・意見交換 等

### ●協議会組織（案）

- ・別紙 江の川流域水害対策協議会組織（案） 参照

### ●報道・取材

- ・当日は記者席を設けておりますので、受付に名刺をお渡しください。
- ・撮影は議事進行の妨げとならないようお願いいたします。

### ●新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意事項

- ・咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は参加をご遠慮ください。
- ・取材中のマスクの着用など、参加される方ご自身で感染予防対策をお願いいたします。
- ・うがい、手洗い、手指消毒等の励行をお願いいたします。

## 江の川流域水害対策協議会組織（案）

広島県知事

広島市長

三次市長

安芸高田市長

北広島町長

中国地方整備局長

中国財務局 管財部長

中国四国農政局 農村振興部長

近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長

広島県土地改良事業団体連合会 副会長

中井 佳絵（ボウジョレーヌプロジェクト代表）

田中 貴宏（広島大学大学院先進理工系科学研究科 建築学プログラム  
都市・建築計画学研究室 教授）

内田 龍彦（広島大学大学院先進理工系科学研究科 社会基盤環境工学  
水工学研究室 准教授）